

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則……………（病院経営本部サービス推進部事業支援課）……………一

○東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則……………（港湾局臨海開発部誘致促進課）……………一

告示

○境界変更に伴う東京都及び町田市の人口……………（総務局行政部市町村課）……………一

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………二

○食品衛生管理者登録講習会の登録……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……………二

○令和三年度管理栄養師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………（同）……………二

○豚熱の予防注射の実施……………（産業労働局農林水産部食料安全課）……………三

○保安林の指定施業要件の変更予定……………（産業労働局農林水産部森林課）……………三

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………四

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………五

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）……………五

正誤

○令和二年十二月二十一日付目次……六

規則

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年一月十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則
東京都立病院条例施行規則（昭和三十六年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号(三)カ中「一万九千六百円」を「一万四千四百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年一月十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四号

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則
東京都臨海地域開発規則（平成十三年東京都規則第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第二十三号

東京都と神奈川県との境界にわたる町田市と相模原市との境界変更に伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六條第一項第二号及び第七十七條第

一項第二号の規定により、東京都及び町田市の人口を次のとおり告示する。

令和三年一月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 東京都 千三百五十一万五千二百七十六人
- 二 町田市 四十三万二千三百五十三人

●東京都告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十年建設省告示第四百三十六号八王子都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年一月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 八王子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画下水道事業八王子市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十年四月十二日から令和三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

昭和三十年建設省告示第四百三十六号、昭和三十二年建設省告示第千八百十三号、昭和三十八年建設省告示第二千七百五十八号、昭和三十九年建設省告示第二千三百八十九号、昭和四十二年建設省告示第四千三百三十四号、昭和四十四年建設省告示第二千六百八十三号、昭和四十六年東京都告示第九十八号、昭和四十八年東京都告示第三百六十四号、昭和五十年東京都

告示第千三十四号、昭和五十六年東京都告示第三百一十一号、昭和五十七年東京都告示第二百三十一号、昭和五十八年東京都告示第六百一十二号、昭和六十年東京都告示第三百二十七号、昭和六十二年東京都告示第五百四十八号、昭和六十二年東京都告示第三百十六号、平成元年東京都告示第二百二十二号、平成二年東京都告示第三百六十二号、平成三年東京都告示第三百三十号、平成五年東京都告示第六十八号、平成七年東京都告示第八百六十六号、平成八年東京都告示第七百七十一号、平成十年東京都告示第千一百二十二号、平成十三年東京都告示第五百九十三号、平成十四年東京都告示第四百三十三号、平成十五年東京都告示第十八号、平成十六年東京都告示第千三十一号、平成十八年東京都告示第千八百号、平成二十三年東京都告示第三百二十六号及び平成二十八年東京都告示第千三百六十七号の事業地に、北野町地内において事業地を変更する。

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二十五号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第二十三条の規定に基づき、食品衛生管理者登録講習会を次のように登録した。

令和三年一月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 講習会の実施者の名称及び所在地 公益社団法人日本食品衛生協会 渋谷区神宮前二丁目六番一号
- 二 講習会の実施期間並びに会場の名称及び所在地

(一) 食肉製品関係科目

令和三年二月十五日（月曜日）から同年七月二十二日（木曜日）まで
公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所
町田市忠生二丁目五番地四十七

(二) 添加物関係科目

令和三年三月十五日（月曜日）から同年八月二十日（金曜日）まで
学校法人昭和大学
品川区旗の台一丁目五番八号

三 受講料

三十万三千五百十九円

●東京都告示第二十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定に基づき管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の第三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和三年一月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 講習会の主催者の名称及び所在地 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティア

ルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理美容師

ア 令和三年四月十九日から同月二十一日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

イ 令和三年六月二十八日から同月三十日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

(二) 管理美容師

ア 令和三年四月十九日から同月二十一日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

イ 令和三年五月二十四日から同月二十六日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

ウ 令和三年六月八日、同月十四日及び同月二十一日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

エ 令和三年六月二十八日から同月三十日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

オ 令和三年七月五日から同月七日まで

東京ファッショントウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

三 受講料

一万六千円

●東京都告示第二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

令和三年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

大島町及び三宅村の全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、

家畜防疫員が必要と認めるもの

四 実施する期間

令和三年一月二十五日から同年三月三十一日まで

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

●東京都告示第二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

令和三年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町三根六四二四番二、同番三、末吉二〇三番及び青ヶ島村無番地(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町三根四一九五番一・四一九六番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)及び四一九五番二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
 について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
NPO法人ディック遺児奨学会
- 二 代表者の氏名
原田 隆之
- 三 主たる事務所の所在地
東京都港区浜松町一丁目二十九番六号
- 四 更新された認定の有効期間
令和二年七月十五日から令和七年七月十四日まで

特定非営利活動法人Peace Field Jap

an

- 二 代表者の氏名
村橋 靖之
- 三 主たる事務所の所在地
東京都千代田区神田神保町一丁目四十番地 豊明ビル
- 三〇一号

更新された認定の有効期間

令和二年六月二日から令和七年六月一日まで

一 名称

特定非営利活動法人アース仏教国際協力ネットワーク

二 代表者の氏名

松本 智量

三 主たる事務所の所在地

東京都江東区清澄三丁目六番八号

四 更新された認定の有効期間

令和二年七月十三日から令和七年七月十二日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

二 代表者の氏名

小野 修一

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋茅場町二丁目八番八号 共同ビル

(市場通り)

四 更新された認定の有効期間

令和二年六月三日から令和七年六月二日まで

一 名称

特定非営利活動法人ESAAアジア教育支援の会

二 代表者の氏名

内田 智子

三 主たる事務所の所在地

東京都狛江市東和泉一丁目二十三番三号一〇一

四 更新された認定の有効期間

令和二年六月一日から令和七年五月三十一日まで

一 名称

特定非営利活動法人エフ・オー・イー・ジャパン

二 代表者の氏名

ヘルテン・ランダル・アラン、石田 信男、福田 健

治

三 主たる事務所の所在地

東京都板橋区小茂根一丁目二十一番九号

四 更新された認定の有効期間

令和二年七月九日から令和七年七月八日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

五 岩瀬設備 平二丁目五番十四号

六 一〇二六 高須設備 高須 玄太 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保七百三番地十五

七 一〇二六 槻館設備 槻館 雄太 神奈川県相模原市南区相武台一丁目十二番九号

八 一〇二六 たかた水道メンテ 高田伸一郎 江東区南砂一丁目四番二十四一九一二号

九 一〇二六 株式会社 r u m b e 及川 拓紀 江戸川区松島二丁目三十二番十六号

〇 一〇二七 株式会社 G l o b a l W o r k s 北村 潤司 新宿区西新宿六丁目十二番十六号

一 一〇二七 有限会社 関山設備 関山 雅明 北区滝野川七丁目四十三番十三号

二 一〇二七 サイトウ設備 齋藤 潤也 府中市宮町一丁目三十四番地の十

三 一〇二七 株式会社 C M I T E 伊藤 礼 埼玉県所沢市宮本町二丁目二十三番二十四号

一〇二七 三栄設備 小林 康則 八王子市東同日

四 工業所 中野五十三番地六

五 一〇一七 篠塚工業 篠塚 幸樹 目黒区大岡山一丁目三十一番三十三号

六 一〇一七 株式会社 S A W A Y A K A 稲垣 和也 神奈川県横浜市都筑区中川一丁目十七番二十一二〇五号

七 一〇一七 株式会社 日総設 森本健太郎 千葉県千葉市若葉区高品町九百四十八番地三

八 一〇一七 きさらぎ電機設備 小嶋 愛 埼玉県川口市芝塚原二丁目二十番八号

九 一〇一七 株式会社 レイズワ 小牧 真吾 練馬区谷原六丁目十八番二十九号

〇 一〇一八 フロントライフ 蛭名 悠子 新宿区北新宿一丁目二十番五一八〇二号

一 一〇一八 株式会社 プログレス 高岡ジョー 埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保新田八百三十八番地二

二 一〇一八 若松屋商事株式会社 松澤 孝治 神奈川県横浜市青葉区荏田町千四百九番地

正 誤

○令和二年十二月二十一日付目次

ページ一段一行 誤 正

一一上一一一解除 指定解除

発行所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

